

# 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度事務用消耗品の購入（単価契約）

## 2 品目及び予定数量

別紙1 事務用消耗品一覧表のとおり

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 納入場所

別紙2 納品場所一覧のとおり

## 5 仕様等

- (1) 別紙1 事務用消耗品一覧表に記載する各品目（商品）は例示であり同等の製品を本件対象とするが、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たす製品であること、かつ、特定のファイル類等において「間伐材を原料とする製品」（間伐材製品）であること。ただし、品目により適合しない物品については、環境に配慮した製品であること。
- (2) 契約期間中に製品の規格変更等の場合には、受注者は発注者に協議し対応を決定すること。
- (3) 本件の各品目毎の価格の算定にあつては、本体価格のほか、納入に要する一切の諸経費を含めること。

## 6 発注及び納品等

- (1) 発注は、別紙2 納品場所一覧の各官署（以下、「発注者等」という。）の発注担当職員が、発注書等により発注する。なお、発注書等については、受注者と協議し決定する。
- (2) 発注は、発注者等において、原則として5月、7月、9月、11月、1月及び3月の6回とする。ただし、発注者が緊急を要する場合は、受注者は可能な限りこれに対応すること。
- (3) 納品は、発注書等に基づき原則として発注日の翌日から土日祝日を除く14日以内を期限とし、発注書等に指示された納品場所に納品するものとする。なお、受注者の事情により納入期限を延期する必要がある場合は、発注者に協議すること。
- (4) 受注者が物品を納品する場合は、納品日及び各納品場所毎に納品書を作成、提出し各納品場所において納品検査を受けるものとする。

## 7 請求等

- (1) 発注者等へ納品されたものについて、当該1ヶ月分をとりまとめた請求書を作成し、別紙2 納品場所一覧の請求書等提出先に提出すること。

## 8 環境負荷低減に向けた取組

### (1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

#### ① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 等

#### ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）  
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

#### ③ 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）  
・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）  
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）  
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

### (2) 環境関係法令の遵守以外の事項

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 9 その他

(1) 発注者は、納品場所等を変更した場合は、速やかに受注者に通知することとし、受注者は、これに従うこと。

(2) 令和 8 年度予定数量は、過年度実績等を参考に算出した数量であり、実際の発注数量を保証するものではない。

(3) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議し決定する。